

政令第百二十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六條第一項第二号の給付を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二十六條第一項第二号(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六條第一項第二号(同条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第十二条の三の規定による退職共済年金

二 国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

附則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 野田 佳彦
内閣総理大臣 菅 直人

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百三十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九條において準用する同法第二十六條第一項第二号の給付を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十九條において準用する同法第二十六條第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九條において準用する同法第二十六條第一項第二号の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第十二条の三の規定による退職共済年金

二 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

附則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 高木 義明
内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百三十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十條第一項第一号、第四十六條第一項及び第二項第二号、第四十八條第三項及び第四項、第八十六條第三項、第八十八條第三項、第九十條第三項、第九十一條第三項、第九十二條第三項、第九十五條第三項、第九十六條第二号、第九十八條第二号、第九十九條第一項並びに第一百零四條第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(政令で定める水道事業に類する事業)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第三十條第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以上である水道(水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三十條第一項に規定する水道をいう。)により水を供給する事業とする。

(政令で定める医療機関及びその施設)

第二条 法第四十六條第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医療機関	施設
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十條の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であつて厚生労働大臣の定めるもの(函、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第一條第一項に掲げる者の開設する医療機関を除く。)	当該医療機関の有する施設のうち、厚生労働大臣の定めるもの
営利を目的としない法人が設置する精神科病院	当該病院の有する施設のうち、精神障害者の医療を行うために必要なもの

(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助)

第三条 法第四十八條第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の二十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二條の二十二第二項の中核市(以下この条において「中核市」という。)の区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。)内にある老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第五條の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同法第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五條第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同法第五項の規定により設置された軽費老人ホーム

並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター(以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第百八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設(以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。)、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス(同法第五十五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設(以下この項において「障害者支援施設等」という。)、又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号の授産施設(以下この項において「授産施設」という。)(以下、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一 当該区域における小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設の数の対する東日本大震災(法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設(その復旧に要する費用の額が六十万円未満のもの)を除く。次号において「被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設」という。数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設の復旧に要する費用の一施設又は一事業所当たりの平均額が八十万円以上であること。

2 法第四十八条第四項の規定による国の補助は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある介護保険法第八十二条第五項に規定する介護老人保健施設(以下この項において「介護老人保健施設」という。))が次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一 当該区域における介護老人保健施設の数の対する東日本大震災により著しい被害を受けた介護老人保健施設(その復旧に要する費用の額が六十万円未満のもの)を除く。次号において「被災介護老人保健施設」という。の数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災介護老人保健施設の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が八十万円以上であること。

2 船員保険の標準報酬月額額の改定の特例に係る葬祭料付加金等の特例

第四条 法第五十九条第三項に規定する改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものに係る船員保険法施行令(昭和二十八年政令第百二十四号)第二条第一項に規定する葬祭料付加金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。

2 法第五十九条第一項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者の被扶養者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものに係る船員保険法施行令第二条第二項に規定する家族葬祭料付加金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合には、同項第一号中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。

(雇用保険の延長給付の調整に関する特例)

第五条 法第八十二条第二項の規定による雇用保険の基本手当の支給を受ける受給資格者に係る雇用保険法施行令(昭和五十年政令第百二十五号)第九条の規定の適用については、同条第一項中「法律(平成二十三年法律第四十号)以下この条において「震災特別法」という。第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」と、「当該各号に定める日数」とあるのは「当該各号に定める日数(震災特別法第八十二条第二項の規定による基本手当の支給にあつては、同条第三項に規定する日数)と、同条第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「震災特別法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第二項」と、同条第一項とあるのは「震災特別法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」とする。

(指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助に関する児童福祉法の技術的読替え)

第六条 法第八十六条第三項の規定により児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の三第八項から第十項まで、第二十四条の八及び第五十七条の二第二項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条の三第八項	第二十四条の三第九項	第二十四条の三第十項
施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等	前項	障害児施設給付費
当該施設給付決定保護者	当該施設給付決定保護者	都道府県
都道府県	当該施設給付決定保護者	障害児施設給付費
当該施設給付決定保護者に要した費用(特定費用を除く。)	当該被災施設給付決定保護者に要した費用	障害児施設給付費
当該指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用	震災特別法第八十六条第三項において準用する前項	都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第四第一項に規定する児童相談所設置市
震災特別法第八十六条第一項の規定により	当該被災施設給付決定保護者	都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第四第一項に規定する児童相談所設置市
当該被災施設給付決定保護者	同条第一項の規定による	震災特別法第八十六条第三項において準用する第八項の規定による支払

（特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助に関する介護保険法の規定の技術的読替え）

特定入所者介護サービス費の支給
同条第一項の規定による支給

特定入所者介護サービス費の請求
同条第三項において準用する第四項の規定による支払の請求

第九條 法第九十一條第三項の規定により介護保険法第六十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十一條の三第四項	特定入所者が、	被災介護保険被保険者（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）以下「被災特別法」という。）第九十條第一項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下同じ。）が	当該被災介護保険被保険者	同項の規定により
第六十一條の三第五項	前項 特定入所者介護サービス費として	被災特別法第九十一條第三項において準用する前項	被災特別法第九十一條第三項において準用する前項	同項の規定により
第六十一條の三第六項	特定入所者に	当該被災介護保険被保険者に	同条第一項の規定による	同条第一項の規定による
第六十一條の三第七項	特定入所者介護サービス費の	被災特別法第九十一條第一項並びに同条第三項において準用する第四項の規定による支払	被災特別法第九十一條第一項並びに同条第三項において準用する第四項の規定による支払	同条第一項
第六十一條の三第九項	前各項 特定入所者介護サービス費の支給 特定入所者介護サービス費の請求	震災特別法第九十一條第一項並びに同条第三項において準用する第四項、第五項及び第七項 同条第一項の規定による支給 同条第三項において準用する第四項の規定による支払の請求	同条第一項 同条第一項の規定による支給 同条第三項において準用する第四項の規定による支払の請求	同条第一項

（特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助に関する介護保険法の規定の技術的読替え）

第十條 法第九十二條第三項の規定により介護保険法第五十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十一條の三第四項	特定入所者が、	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三條第三項に規定する要介護旧措置入所者であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）以下	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三條第三項に規定する要介護旧措置入所者であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）以下
------------	---------	--	--

（厚生年金基金の標準給与の改定の方法の特例等）

第十一條 法第九十四條第一項又は第二項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員である場合には、当該標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二十九條第一項に規定する標準給与をいう。）の改定の方法については、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十八條の規定にかかわらず、法第九十四條の規定の例によることができる。

基金は、法第九十五條第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所（当該基金の設立事業所（厚生年金保険法第百七條第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）であるものに限る。）の事業主から申出があつたときは、厚生年金保険法第百二十九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第九十五條第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間（次項において「保険料免除期間」という。）に納付すべき掛金（厚生年金保険法第百三十八條第一項に規定する掛金をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除することができる。

第五十一條の三第五項	前項 特定入所者に	当該要介護旧措置入所者に	同項の規定により
第五十一條の三第七項	特定入所者介護サービス費として	居住等	同項の規定により
第五十一條の三第九項	前各項 特定入所者介護サービス費の支給 特定入所者介護サービス費の請求	当該要介護旧措置入所者 居住	同条第一項 同条第一項の規定による支給 同条第三項において準用する第四項の規定による支払の請求

一 当該厚生年金保険の適用事業所に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九條第二項に規定する加入員以外の加入員である場合における当該加入員に係る掛金（次号に掲げるものを除く）。当該加入員に係る免除保険料額（当該加入員の同法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同法第八十一條の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。）

- 二 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員以外の加入員であつて当該基金の設立事業所の二以上に同時に使用されるものである場合における当該加入員に係る掛金 前号に規定する額に厚生年金基金令第三十五条第一項第一号に掲げる数を乗じて得た額
- 三 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員である場合における当該加入員に係る掛金(次号に掲げるものを除く) 第一号に規定する額に同法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額
- 四 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員であつて当該基金の設立事業所の二以上に同時に使用されるものである場合における当該加入員に係る掛金 前号に規定する額に厚生年金基金令第三十五条第一項第二号に掲げる数を乗じて得た額
- 3 基金は、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所(当該基金の設立事業所以外のものに限る。)の事業主(厚生年金保険法第百二十九条第一項に規定する加入員を使用するものに限る。)から申出があつたときは、厚生年金保険法第百四十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、保険料免除期間に納付すべき徴収金同条第一項の規定による徴収金をいう。以下同じ。のうち、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除することができる。
 - 一 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される加入員以外の場合における当該加入員に係る徴収金 前項第一号に規定する額から同項第三号に規定する額を控除して得た額
 - 二 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される加入員である場合における当該加入員に係る徴収金 前号に規定する額に厚生年金基金令第三十六条に規定する徴収金の額を当該加入員に係る徴収金の額で除して得た数を乗じて得た額
 - 4 前二項の規定により掛金又は徴収金の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、法第九十五条第二項の規定による届出をしたときは、その旨を基金に届け出なければならない。(老齢厚生年金の裁定の特例に係る給付)
- 第十二条 法第九十六条第二号の政令で定める給付は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金とする。(老齢基礎年金の裁定の特例に係る給付)
- 第十三条 法第九十八条第二号の政令で定める給付は、次のとおりとする。ただし、第二号から第五号までに掲げるものにあつては国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三条第二項に規定する共済組合の組合員であつた期間のみを有する者に支給されるものに限る。第六号又は第七号に掲げるものにあつては同法第十二条第六項に規定する私学教職員共済制度の加入者であつた期間のみを有する者に支給されるものに限るものとする。
 - 一 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金
 - 二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第十二条の三の規定による退職共済年金
 - 三 国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金
 - 四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十九条の規定による退職共済年金
 - 五 地方公務員等共済組合法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金
 - 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金
 - 七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)

第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。

- 2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十年三月三十一日とする。
 - 3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)以下「災害弔慰金法」という。第十條第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)以下「災害弔慰金令」という。第十條の規定による違約金を包含するものとする。
 - 4 法第百三条第一項の規定により読み替へて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十一条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、同項の支払期日から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。
 - 5 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十條第三項の規定を読み替へて適用する場合における災害弔慰金令第七條第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。
 - 6 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十二條第二項及び第十二條第二項の規定を読み替へて適用する場合における災害弔慰金令第十三條及び第十四條の規定の適用については、災害弔慰金令第十三條中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十四條中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。
 - 7 災害弔慰金令第八條の規定は、法第百三条第一項に規定する者については、適用しない。(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え)
 - 第十五条 法第百四條第三項の規定により厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
- | 第百條の四第三項 | | 第百條の四第四項 | |
|-------------------------------------|---|----------|-------------------|
| 前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき又は機構 | 機構 | 前項 | 第一項各号 |
| 若しくは一部 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び明成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)以下「震災特別法」という。第百四條第一項各号 | 若しくは一部 | 同条第一項各号 |
| 又は不適当 | 又は一部 | 若しくは不適当 | 又は同条第三項において準用する前項 |
| 又は前項 | 又は同条第三項において準用する前項 | 又は前項 | 又は同条第三項において準用する前項 |
| するときは(次項に規定する場合を除く) | するときは | 又は前項 | 又は同条第三項において準用する前項 |

第百条の四第六項	第三項	震災特別法第百四条第三項において準用する第三項
第一項各号	同条第一項各号	
又は第三項	又は同条第三項において準用する第三項	
前各項	震災特別法第百四条第一項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項	
第一項各号	同条第一項各号	

附則
この政令は、法の施行の日から施行し、第四条及び第十一条の規定は平成二十三年三月一日から、第六条から第十条まで及び第十四条の規定は同月十一日から適用する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百三十二号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十條第一項、第百十一條、第百十二條第一項、第百十三條から第百十五條まで、第百十六條第一項、第百十七條第一項、第百十八條から第百二十條まで、第百二十一條第一項及び第百二十二條から第百二十六條まで並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。（中小漁業融資保証法の特例）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第百九条第一項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 その主要な事業用資産について東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。次号において同じ。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと、証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

2 法第百九条第一項の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。
（農業改良資金融通法の特例）
2 法第百十條第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

2 法第百十條第一項の政令で定める日は、前条第一項各号のいずれかに該当する者とする。
2 法第百十條第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

（農業近代化資金融通法の特例）
第三条 法第百十一條の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。
2 法第百十一條の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。
3 法第百十一條の規定により農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第二号及び第三号の規定を読み替えて適用する場合には、同条の表の償還期限の欄中「十五年」とあるのは「十八年」と、「十八年」とあるのは「二十一年」と、「二十一年」とあるのは「二十三年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表の据置期間の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「三年」とあるのは「六年」とする。

（漁業近代化資金融通法の特例）
2 法第百十二條第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。
3 法第百十三條の規定により漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第二号及び第三号の規定を読み替えて適用する場合には、同条の表の償還期限の欄中「十五年」とあるのは「十八年」と、「十八年」とあるのは「二十一年」と、「二十一年」とあるのは「二十三年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）
2 法第百十四條の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。
3 法第百十四條の規定により林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第五条（同法第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて適用する場合には、同条の表の償還期限の欄中「十五年」とあるのは「十八年」と、「十八年」とあるのは「二十一年」と、「二十一年」とあるのは「二十三年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）
2 法第百十五條の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。
3 法第百十五條の規定により沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第五条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合には、同条の表の償還期限の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十三年」とあるのは「十六年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「二年」とあるのは「五年」とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）
2 法第百十五條の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。
3 法第百十五條の規定により沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第五条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合には、同条の表の償還期限の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十三年」とあるのは「十六年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「二年」とあるのは「五年」とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）
2 法第百十五條の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。
3 法第百十五條の規定により沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第五条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合には、同条の表の償還期限の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十三年」とあるのは「十六年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「二年」とあるのは「五年」とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）
2 法第百十五條の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。
3 法第百十五條の規定により沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第五条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合には、同条の表の償還期限の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十三年」とあるのは「十六年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「二年」とあるのは「五年」とする。